

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月6日

関東地方整備局長 岩崎 福久

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、関東地方整備局の既設のレーダ雨量計設備に機能障害が発生した際の当該設備の修理を行う業務である。

修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は、関東地方整備局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において工事契約または製造契約の受注者（以下「受注者等」という。）が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等が保持する技術が必要である。

これらのことから、当該設備の修理が必要となった際は、本修理に必要な技術を有している法人等（以下「特定の法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、当該設備の修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人等を修理履行予定者とする。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修理履行予定者を決定する。

また、関東地方整備局は当該設備に修理の必要性が生じたときのみ、本公示の手続きによって特定された修理履行予定者と修理の履行に関する役務の提供契約を結ぶこととし、修理の必要性が生じなかった場合は、契約手続を行わないこととする。

なお、本公示による手続き後に、関東地方整備局が修理の履行を依頼できる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 履行概要

(1) 業 務 名 R7 関東地整備局管内レーダ雨量計設備修理（その1）～（その3）

(2) 履行内容 関東地方整備局管内のレーダ雨量設備などに機能障害が発生し修理が必要となり、別途契約手続きを行った際は、当該設備の修理を行うこと。

修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、レーダ雨量設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

(3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 履行目的

本修理は、関東地方整備局管内のレーダ雨量計設備に障害等が発生した際に、事前に修理予定者を特定しておき、速やかに修理の発注が行える体制を確保することを目的とする。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②以下のいずれかの競争参加資格を有すること

ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和07・08年度通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において通信設備工事に申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

イ. 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。）なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

ウ. 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」に申請を行い受理され、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。）

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

- ④関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であって i から iv までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

- ① 既設設備の受注者等が保持する著作者人格権等に抵触せずに履行が可能である旨を証明できること。

- ② 件名ごとに検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。
- ③ 発注者からの修理に関する問い合わせに対応できる体制等が整っていること。

(3) 執行体制に関する要件

修理に当たっては修理技術者を配置すること。なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、件名ごとに次の①から⑤のいずれかの条件を満たすこと。ただし、実務経験とは「(4) 実績に関する要件」に示す実務経験であること。

- ① 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）において電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。
- ② 学校教育法による高等学校において電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。
- ③ 上記①及び②以外の者で、７年以上の実務経験を有する者
- ④ 以下のいずれかの資格を有する者であること。

Ⅰ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））

Ⅱ 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士のいずれか

Ⅲ 一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれか

- ⑤ 以下の資格を有する者で、実務経験が３年以上あること

第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、

第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者ごとに指定様式へ記載して提出すること。

なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術と同等以上の者に限る。

(4) 実績に関する要件

件名ごとに、平成 22 年度以降（過去 15 年以内）に完了したレーダ雨量設備の修理、製造又は工事（設備の製作又は改造を含むものに限る）の実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 1 7 階

関東地方整備局総務部契約課購買第一係

電話：048-601-3151

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 1 8 階

関東地方整備局企画部情報通信技術課河川情報係

電話：048-600-1339

電子メール：ktr-jyouhou@milit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和7年1月6日から令和7年2月5日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年2月5日（水）16時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和7年2月27日（木）16時00分

(4) 本修理の参加資格のうち、上記4. (1)②ア.に掲げる一般競争（指名競争）参加資格及び上記

4. (1)②イ. ウ. に掲げる令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）

を有していない者も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の申請が受理されていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。